

使用開始日：2014.08.12

アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンド

追加型投信／海外／債券

愛称：りそな ペア・インカム

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年2月12日に関東財務局長に提出しており、平成26年2月13日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	年12回 (毎月)	北米・欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日
資本金：12億円(2014年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
2兆2,493億円(2014年5月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社りそな銀行
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、主として、米国債券市場(社債等)へ投資するファンドと、ユーロ債券市場(国債等公共債・国際機関債・社債等)へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

◎ファンドの特色

1 原則として毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行うことを目指します。

- ファンドは、投資信託証券に投資した結果得られるインカム・ゲイン^{※1}やキャピタル・ゲイン^{※2}を分配原資とします。
- 運用状況(基準価額水準および市況動向)等によっては分配を行わないこともあります。
- 原則として、為替ヘッジを行わないため、分配金は為替相場の変動の影響を受けます。
 - ※1 公社債や預金の利息収入、株式の配当のことをいいます。
 - ※2 有価証券を売買することによって得られる売買益のことをいいます。

2 米国とユーロ各国の国債等公共債・国際機関債・社債等へ幅広く投資します。

- 米国債券市場(社債等)へ投資するファンドとユーロ債券市場(国債等公共債・国際機関債・社債等)へ投資するファンドの組入比率は、原則として、均等配分を基本とします。

国債等公共債：国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債といいます。

国際機関債：国際機関が発行する債券です。

社債：企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債および新株引受権付社債(ワラント債)のことを指します。

- 各投資信託証券の組入対象債券の格付は、原則として、投資適格債(トリプルB格[BBB-/Baa3]以上)とします。

※「格付」とは、債券などの元本および利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低く(信用リスクが大きく)なります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 市場と通貨がペアです。

- 米国とユーロの2大債券市場に投資します。
- 米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めます。
*米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めますが、円独歩高など外国為替相場等の影響により、為替変動リスクが軽減されない場合があります。

4 2つの運用会社が運用を行う、2種類のファンドに投資します。

- 米国はドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用する「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」に、ユーロはアムンディが運用する「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」および「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート」に投資します。

◎主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

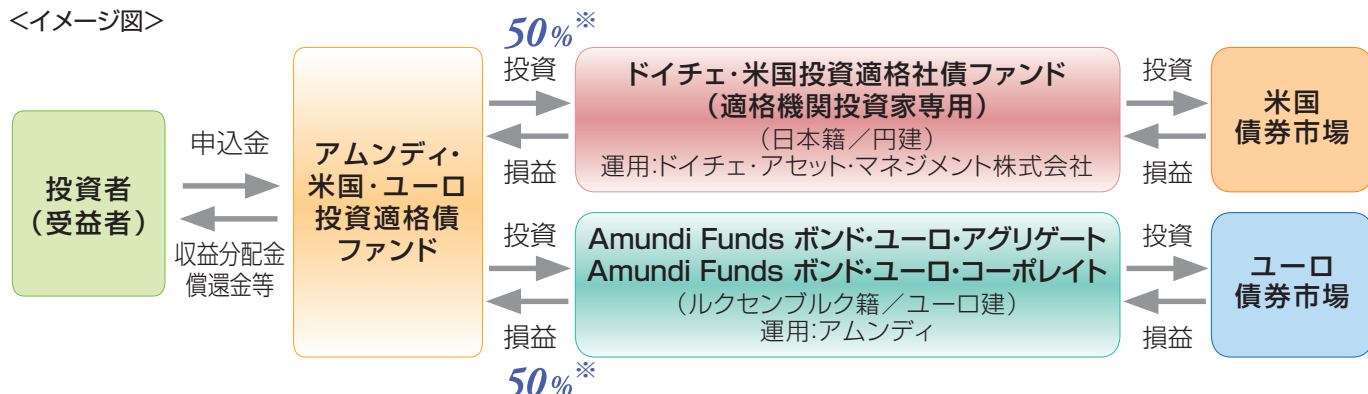
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式^{*}で運用します。

^{*} ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

<イメージ図>



^{*} キャッシュポジションを除いた資産におけるおおよその比率です。この比率は変更することがあります。

<主要投資対象とするファンドの概要>

ドイツ・米国投資適格社債ファンド (適格機関投資家専用)

設 定 日：2003年11月17日

投 資 対 象：マザーファンドを通じて主に米国の事業債

ベンチマーク：パークレイズ米国社債インデックス^{*}

..... **A**

純 資 産：65.2億円 (2014年6月9日現在)

運 用 会 社：ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社：ドイツ・インベストメント・マネジメント・アメリカス・インク

Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート

設 定 日：1991年1月2日

投 資 対 象：主にユーロ建の国債等公共債・
国際機関債・社債

ベンチマーク：パークレイズ・ユーロ総合インデックス^{*}

..... **B**

純 資 産：約265百万ユーロ(約367億円、1ユーロ
=138.33円)(2014年5月30日現在)

運 用 会 社：アムンディ

Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト

設 定 日：1999年2月1日

投 資 対 象：主にユーロ建の社債

ベンチマーク：パークレイズ・ユーロ社債インデックス^{*}

..... **C**

純 資 産：約885百万ユーロ(約1,224億円、1ユーロ
=138.33円)(2014年5月30日現在)

運 用 会 社：アムンディ

<ファンドの参考指数>上記 **A**、**B** および **C** のベンチマークから算出される合成指数です。

ファンドの参考指数 = **A** ベンチマーク×50% + **B** ベンチマーク×10% + **C** ベンチマーク×40%

■ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

ドイツ銀行グループのグローバルな資産運用機関であるドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント^{*}の日本における資産運用拠点です。日本顧客向け運用資産残高は約2兆2,201億円(2014年3月末現在)あり、投資信託ビジネス・公的年金・企業年金運用の長年にわたる経験、ノウハウおよび実績を有します。

^{*} ドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント(AWM)部門のブランド名です。

■アムンディ概要

アムンディは、運用資産規模で7,771億ユーロ(約113兆円、1ユーロ=145.05円で換算。2013年12月末現在)を超え、欧州第1位^{*}、世界ではトップ・テン^{*}に入るグローバルプレイヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

^{*} インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査(2013年6月版(数値は2012年12月末現在))

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◎収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

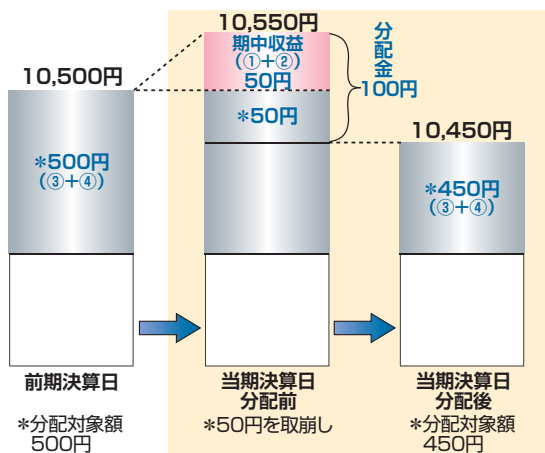
投資信託で分配金が支払われるイメージ



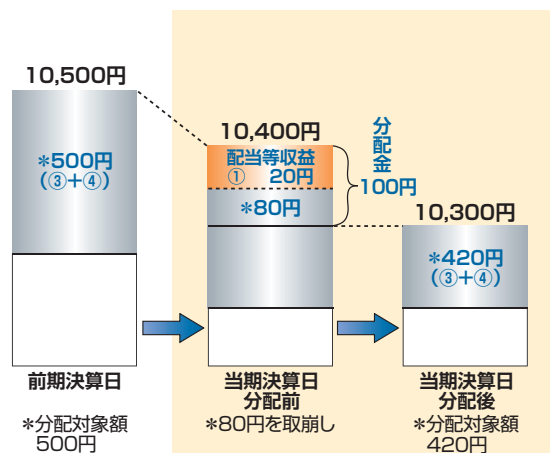
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

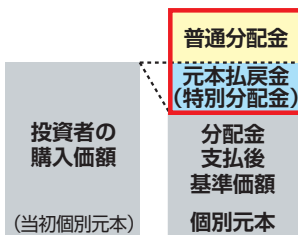


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

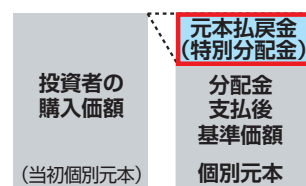
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする日本籍およびルクセンブルク籍の投資信託証券は、主に米国債券市場およびユーロ債券市場の公社債等を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の政治状況および財政状況、経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。**当該債券の価格が下落した場合にはファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② 金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

③ 為替変動リスク

ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な投資対象である米国債券市場およびユーロ債券市場の公社債等は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向があります。反対に円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

④ 信用リスク

発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドが組入れる投資信託証券の組入債券の格付は、原則としてトリプルB格(BBB-/Baa3)以上の投資適格債とし、信用リスクの低減を図ります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. 規制の変更

ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

3. 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

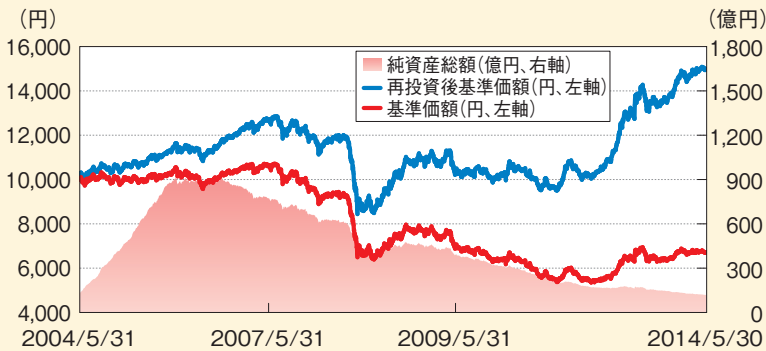
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	6,710円	純資産総額	118.2億円
------	--------	-------	---------

◎分配の推移

決算日	分配金
121期(2014年 1月14日)	40円
122期(2014年 2月12日)	40円
123期(2014年 3月12日)	40円
124期(2014年 4月14日)	40円
125期(2014年 5月12日)	40円
直近1年間累計	540円
設定来累計	6,102円

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

◆資産配分

内 訳	比 率 (%)
ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	49.36
Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート	4.93
Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート	44.16
現金等	1.55
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。
*現金等には未払諸費用等を含みます。

◆ファンドの概要

平均格付	BBB
平均最終利回り(%)	2.80
平均直接利回り(%)	4.81
修正デュレーション(年)	5.09

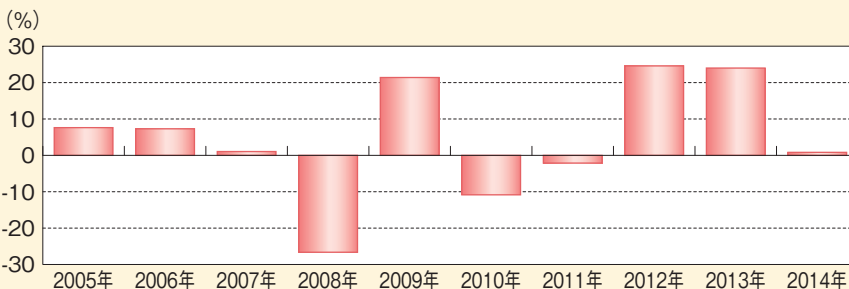
*ファンドが投資している投資信託証券の2014年5月30日現在のデータに基づいています。
*平均格付とは、基準日時点でファンドが実質的に保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

◆組入ファンドの上位5銘柄

ドイツ・米国投資適格社債マザーファンド ^{*1}				Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート			Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート				
順位	銘柄	クーポン(%)	比率(%)	順位	銘柄	クーポン(%)	比率(%) ^{*2}	順位	銘柄	クーポン(%)	比率(%) ^{*2}
1	GE キャピタル 6.9% 09/15/15	6.900	4.13	1	スペイン国債	4.400	8.77	1	JPモルガン・チェース	4.375	1.22
2	サウスウェスタンベル 7% 07/01/15	7.000	4.09	2	スペイン国債	5.500	7.38	2	ウィーン・インシュアランス・グループ	5.500	1.20
3	BAT インターナショナルファイナンス 9.5% 11/15/18	9.500	4.03	3	イタリア国債	5.500	6.48	3	INGバンク	3.500	1.19
4	バンク・オブ・アメリカ 7.8% 09/15/16	7.800	3.93	4	イタリア国債	4.500	3.87	4	クレディ・スイス	5.750	1.19
5	アソシエーツ・バンク・オブ・アメリカ 7.75% 01/15/19	7.750	3.82	5	Amundi Fds Bd Euro HY Short Term ^{*3}	-	3.78	5	BNPパリバ	2.875	1.17

*1 ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)のマザーファンドの組入銘柄とマザーファンドの純資産総額に対する割合です。
*2 比率は、各マスターファンドの純資産総額に対する割合です。
*3 投資信託証券です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2014年は年初から5月30日までの騰落率を表示しています。

◎期間別騰落率

期 間	騰落率(%)
1 ヶ月	-0.43
3 ヶ月	1.88
6 ヶ月	3.67
1年	7.20
3年	42.41
設定来	49.75

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国証券業金融市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合）には、受け付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 [*] までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成26年2月13日から平成27年2月12日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金の申込受付を中止することおよび既に受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信託期間	無期限とします。（設定日：平成15年11月14日）
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年12回決算、原則毎月12日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月、11月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は 2.16% (税抜2.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.8964% (税抜0.83%)以内^{*1}を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。</p> <p>※1 平成26年5月30日現在：年率0.73% (税抜)</p> <p>(信託報酬の配分) (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.20% (税抜)以内^{*2}</td> <td>0.60% (税抜)以内^{*3}</td> <td>0.03% (税抜)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 平成26年5月30日現在：年率0.20% (税抜) ※3 平成26年5月30日現在：年率0.50% (税抜) 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	委託会社	販売会社	受託会社	0.20% (税抜)以内 ^{*2}	0.60% (税抜)以内 ^{*3}	0.03% (税抜)
	委託会社	販売会社	受託会社					
	0.20% (税抜)以内 ^{*2}	0.60% (税抜)以内 ^{*3}	0.03% (税抜)					
投資対象とする投資信託証券	<p>「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド (適格機関投資家専用)」 純資産総額に対して年率0.594% (税抜0.55%)</p> <p>「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」 「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート」 各ファンド：純資産総額に対して年率0.40%[*] (毎月分配クラス) ※日本国外においてかかる費用 (日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬) に関しては消費税等が課されません。</p>							
実質的な負担の上限	<p>純資産総額に対して上限年率1.4904%[*]</p> <p>※ファンドの信託約款に定める信託報酬上限年率0.8964% (税込) に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの (年率0.594%) を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。</p>							
その他の費用・手数料	<p>信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用にかかる消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。</p> <p>※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>							

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

◆上記税率は平成26年4月現在の内容に基づいて記載しています。

◆少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

